

(平成17年10月5日選定委員会決定)

選定委員会の運営方法について

1 所管事項及び審議方法

(1) 所管事項

選定委員会は、市が指定管理者の候補者として選定しようとする法人等がその対象となる市の施設の管理を適正に行うことができるものであるか調査審議する。

(2) 審議方法

ア 諮問書により市が示した指定管理者候補者案の選定過程について、法人等が提出した事業計画書等及び市が作成した指定管理者候補者選定基準・評定票を確認し、当該選定過程の妥当性を検証する。

イ 上記の検証結果を踏まえ、当該候補者による施設の管理に適正を欠く面がないか、また、そのおそれがないか審議する。

ウ 必ずしも所管事項ではないが、必要に応じて、市が示した指定管理者候補者案とは異なる法人等を候補者とすべき旨について、意見をまとめるものとする。

2 会議の非公開

選定委員会の会議は、非公開とする。

(理由)

選定委員会が取り扱う情報(委員の発言内容を含む。)は、「法人等の経営状況や評価に係るもの」及び「市が最終的な指定管理者の候補者を決定する中途の意思に係るもの」であり、これは、米子市情報公開条例第7条に定める非公開情報のうち、「公

にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」や「市の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすもの」に該当するものであることから、少なくとも選定委員会が答申を行い、これを踏まえて市が最終的な意思を決定するまでの間については、会議の内容(議事録などの会議情報を含む。)を公開すべきではない。

3 会議情報の外部漏洩の禁止

選定委員会の委員は特別職の公務員であり、法律上の守秘義務は課せられていないが、上記2の考え方に準じ、選定委員会が答申を行い、これを踏まえて市が最終的な意思を決定するまでの間については、委員は、選定委員会の会議で知りえた情報を外部に漏らしてはならないものとする。

4 利害関係者との接触の回避

選定委員会の委員は、公平・公正に職務を遂行することが求められているが、このことは、選定委員会の会議以外の場においても同様の立場を保持することが適当であることから、利害関係者との接触は、これを回避するものとする。